

令和5年6月30日からの大雨で被災された皆様へ 生活支援窓口案内(ガイドブック)

令和5年6月30日からの大雨災害により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。

国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。

また、大分行政監視行政相談センターにおいても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

【この生活支援情報について】

当センターが収集した各機関等における支援策等（令和5年8月21日現在）を掲載しています。情報は、随時、追加、変更してまいります。

【相談の受付について】

● 行政相談専用ダイヤル 097-533-1100

受付時間 平日 8:30～17:15(受付時間外は留守番電話になります。)

● インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

● FAX 097-532-3790



総務省行政相談センター

まぐみみ大分

困ったら一人で悩まず

行政相談

総務省 大分行政監視行政相談センター

〒870-0016

大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎4階

電話(代表) 097-532-3715

まぐみみ大分

検索 🔍



< 目 次 >

相談内容等		ページ
 住まいや 身の回りのこと	1 り災証明書等の発行	1
	2 災害ごみ等	3
	3 被災者のための住宅提供	4
	4 被災住宅の応急修理等	5
	5 大分県災害被災者住宅再建支援制度	6
 お金のこと (生活資金、住宅)	6 災害弔慰金、災害障害見舞金	7
	7 災害援護資金の貸付	9
	8 生活福祉資金の貸付	10
	9 住宅の建設、補修等の融資	11
	10 住宅ローン等の返済	
 労働・雇用に関すること	11 労働保険料等の納付猶予制度	12
	12 労災保険の給付、 倒産等による未払い賃金の立替払制度	
 役所の手続・公共料金	13 国税等の特別措置	13
	14 公共料金の減免措置等	
	15 年金に関すること	14
	16 登記済証（権利証）、登記識別情報を 紛失した場合	15
	17 運転免許証を紛失した場合	
 民間の手続のこと	18 損害保険に関すること	16
	19 生命保険に関すること	17
	20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	

< 目 次 >

相談内容等		ページ
 事業経営に関すること	21 中小企業・小規模事業者支援措置	18
	22 大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金	20
	23 経営・金融相談窓口 農林漁業者の各種制度資金	21
 医療・健康のこと	24 保険証がなくても医療機関等を受診できます	23
 教育のこと	25 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	
 その他の情報	26 災害ボランティア	24
	27 消費者トラブル	25
	28 無料法律相談	
 外国人向けの情報・相談窓口 がいこくじん むけ しょうほう For Foreign Residents	29 せいかつ 生活についての しょうほう 情報・ そうだん 相談	26
	30 りょこうちゅう 旅行中の がいこくじん 外国人の そうだん こまりごと相談	
	31 でんわいりょうそうだん 電話医療相談	27

(注) 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。
 令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用を受けている大分県内の市町村は以下のとおりです（いずれも令和5年7月8日適用）。

中津市、日田市



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書や被災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ✓ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ✓ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ✓ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。

【日田市】問合せ先 税務課資産税係 電話：0973-22-8206

申請窓口 税務課資産税係、各振興局、各振興センター 郵便等の申請可

【中津市】問合せ先 防災危機管理課 電話：0979-22-1113（不動産以外の被害）

税務課固定資産係 電話：0979-22-1167（不動産の被害）

申請窓口 税務課固定資産係、各支所総務・住民課 オンライン申請可

（不動産以外の申請の場合は、防災危機管理課、各支所総務・住民課）

※「申請書」に必要事項を記入し、窓口に来る方は本人確認のできるものを持参してください（被災の状況の分かる写真等を添えて提出）。

※同一世帯でない人による申請や立会いの場合は、委任状が必要です。

※現地確認及び証明書の発行は、後日となります。また、災害に係る証明書は無料です。

- ◆ 各市町村において、申請受付→各市町村が被害状況の調査を行います。
 - ✓ 可能であれば、被害状況が確認できる写真を撮影しておき、申請書に添付していただくと審査がスムーズに行えます。
 - ✓ 被害状況の調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合、後日の被害認定ができるよう、事前に被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。

※片付け前に「り災証明」や「損害保険用」に写真撮影を。

写真の撮り方のポイントは

1. 建物の全景を撮る

✓遠景で建物の4面を撮影します

2. 浸水した深さを撮る

✓メジャーを使って水が浸かった深さを測定

(メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影)

(人が横に立つなど高さの目安がわかるように)

✓測定場所がわかるように遠景を撮影

3. 被害箇所を撮る 室内の撮影も忘れずに！

✓被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る

(被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい)

主な被害箇所は、外壁／屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど



◆ 「被災証明書」とは、自然災害による被害の事実を証明するものです（被害の程度を証明するものではありません）。証明書の発行は、原則として、被害を受けた事実に対して、立証・確認できるものについてのみです。

証明事項：被災の事実

証明対象：動産（家財、車など）、被害程度の判定を必要としない住家、非住家

【日田市】受付場所 市民課 窓口サービス係、各振興局・振興センター

問合せ先 市民課 窓口サービス係 電話：0973-22-8204

《日田市 農業関係者用「り災証明書」の発行》

令和5年梅雨前線豪雨によって、農作物の生産などに必要な農業用施設・農業用機械などが被災した場合、被災者からの申請に基づき、被害の現地調査を実施し、調査結果に応じて「り災証明書」を市が発行します。

※農業関連融資、各種補助事業等の申請の際に必要となります。

受付期限：令和5年10月31日（火曜日）

申請場所：市農業振興課（本庁3階）、各振興局、各振興センター

お問合せ先：農林振興部 農業振興課 生産・流通推進係 0973-22-8211（直通）

《各種証明書の交付手数料の減免について》

災害により、り災証明書の交付を受け、被災者支援に関する各種制度に使用するため下記証明書類が必要な場合、その手数料を免除いたします。

※住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、納税証明書、評価証明書など
お問合せ先

★中津市 市民課市民係 電話：0979-22-1111（内線263）
税務課庶務係 電話：0979-22-1111（内線251）
各支所 総務・住民課住民係

★日田市 税務課 資産税係 電話：0973-22-8206

2 災害ごみ等

◆ 中津市

○災害廃棄物（ごみ）の仮置場への持ち込みについて

※中津市クリーンプラザ又は支所総務課・住民課に電話で申し込んでください。

仮置場の設置場所	旧中津地区:中津市クリーンプラザ 清掃管理課（中津市クリーンプラザ） 電話 0979-24-8527
	三光地区:中津市クリーンプラザ 三光支所 総務・住民課 電話 0979-42-2050
	山国地区:やまくにスポーツパーク駐車場 山国支所 総務・住民課 電話 0979-62-3111
受入時間	午前9時から午後4時まで
受入品目	①可燃ごみ ②木くず ③廃プラスチック ④金属類 ⑤ガラス・陶器類 ⑥瓦・コンクリート ⑦畳 ⑧布団・絨毯等 ⑨家電製品 ⑩危険有害ごみ・農薬等
留意事項	✓ 今回の浸水で発生した災害廃棄物（ごみ）以外は搬入できません。 ✓ 災害ごみを仮置場へ持ち込む際には「り災証明書」または「搬入許可証」が必要です。 ✓ 感染性廃棄物、その他処理困難物などは搬入できませんので、お問い合わせください。

○農地・農業用施設の被災に伴う流木等の処理について

農地・農業用施設で発生した流木等については、災害廃棄物（浸水した家財等）に該当しないため、搬入をお控えください。

※農地・農業用施設の流木・倒木・土砂の撤去や、崩壊した法面の形成については、中津市農地等災害復旧工事補助金（20ページをご覧ください。）が適用できる場合があります。

◆ 日田市

○災害ごみについて

豪雨によって被災し、壊れたり使用できなくなったりした物品等は、災害廃棄物として清掃センターで無料で受け入れを行います。

分別して清掃センターに持ち込んでください。

受入期限 9 月 29 日（金）

問合せ：清掃センター 電話 0973-23-0111

環境課生活環境係 電話 0973-22-8208

○住家等にかかる土砂撤去について

災害によって、家屋などに入り込んだ土砂や倒木の撤去を行います。対象となる施設は住居、公民館、集会所、里道、水路などです。

問合せ：防災・危機管理課 電話 0973-22-8363

○業者による家屋消毒の申込受付

浸水家屋の消毒作業を個人で行うことができない人を対象に、市が委託した業者による消毒を行います。

また、個人で消毒を行う際の消毒液の配布も行っています。

随時受付中

消毒対象 併用住宅を含む住宅 ※事業所や倉庫など非居住空間は対象外

消毒実施期間 令和5年8月31日（木曜日）まで

【申込・問合せ先】 健康保険課 保健医療係 電話：0973-22-8370

3 被災者のための住宅提供

住宅が全壊、半壊もしくは床上浸水などで住まいにお困りの人を対象に、賃貸型応急住宅・市営住宅等を提供します。

【問合せ】

日田市 建築住宅課住宅係 電話 0973-22-8218

中津市 建設政策課 電話 0979-62-9024

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の提供

住宅被害を受けた方に民間賃貸住宅を一定期間提供します。

市、貸主、入居者（被災者）の三者で賃貸借契約を締結します。

[1]全壊又は特別な事情により、元の住宅に戻れない方

最長2年間

[2]半壊又は床上浸水により、一時的に元の住宅で居住できない方

最長6ヵ月間

※被害状況によって期間が変わります。

4 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法の適用市町村（表紙裏参照）において、災害により住宅が半壊、大規模半壊又は一部損壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。応急仮設住宅として提供する賃貸住宅も対象となる場合があります。

※修理に着手する前に問合せが必要。相談なく修理を行った場合は対象とならない場合があります。

中津市 総務課 0979-62-9871 / 各支所総務・住民課

日田市 建築住宅課公共施設整備係 0973-22-8312

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	✓ 応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ✓ 修理限度額は令和5年4月1日基準において1世帯あたり、 《大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯》 70万6千円以内 《一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯》 34万3千円以内 ✓ 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	✓ 災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」と記載されている方 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、応急仮設住宅の入居が可能です。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）
お問合せ	県、災害救助法が適用された市町村

住まいのダイヤル

住まいのダイヤルでは、一級建築士の資格を持った相談員が住宅に関する電話相談をお受けしております。法律的な問題については、必要に応じて弁護士の助言も得て、ご相談に応じています。住宅に関してご不安を感じられている方やお困りの方は、住まいのダイヤルまでご相談ください。

電話相談：0570-016-100（10:00～17:00 土日祝日を除く）

一部IP電話からの場合は：03-3556-5147

5 大分県災害被災者住宅再建支援制度

- ◆ 自然災害により県内で住宅が全壊、半壊または床上浸水が発生した場合に被災者の方を支援

制度の名称	大分県災害被災者住宅再建支援制度				
支援の種類	給付				
制度の内容		基礎支援金 住宅の被害程度	加算支援金 住宅の再建方法		合計額
	全壊 解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	半壊	50万円	建設・購入	100万円	150万円
			補修	80万円	130万円
			賃貸	50万円	100万円
	床上浸水	5万円	-		5万円
	被災者生活再建支援法による支援と併給する場合の支給額 (中規模半壊の被害を受けた世帯)				
		基礎支援金 住宅の被害程度	加算支援金 住宅の再建方法		合計額
半壊	50万円	建設・購入	-	50万円	
		補修	30万円	80万円	
		賃貸	25万円	75万円	
○世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 賃貸の場合、公営住宅を除く					
適用	県内で、自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等）により、住宅が全壊、半壊、床上浸水が発生した全ての世帯				
お問合せ	市町村				

中津市 総務課 0979-62-9871 / 各支所総務・住民課

日田市 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係 0973-22-8203



お金のこと(生活資金、住宅)

6 災害弔慰金、災害障害見舞金

- ◆ 災害救助法が適用された市町村が1以上ある大分県内市町村において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	✓ 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ✓ 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 《生計維持者が死亡した場合》 市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 《その他の者が死亡した場合》 市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	✓ 災害により死亡した方のご遺族です。 ✓ 支給の範囲・順位 1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る） ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。
お問合せ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	✓ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ✓ 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 《生計維持者が重度の障害を受けた場合》 市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 《その他の者が重度の障害を受けた場合》 市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	災害により以下のような重い障害を受けた方です。 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。
お問合せ	市町村

○中津市社会福祉協議会 災害見舞金

令和5年7月9日からの豪雨災害により被災された世帯の世帯主の方へ中津市社会福祉協議会から災害見舞金の支給を行っています。

被害の状況	見舞金支給額
半壊以上	30,000円
床上浸水	10,000円

【問合せ先】中津市社会福祉協議会 総務課 電話 0979-24-4294

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により負傷又は住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

制度の名称	災害援護資金																																
支援の種類	貸付（融資）																																
制度の内容	<table><tr><td rowspan="10">貸付限度額</td><td colspan="2">① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td></tr><tr><td>ア 当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の半壊</td><td>270万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全壊</td><td>350万円</td></tr><tr><td colspan="2">② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td></tr><tr><td>ア 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 住居の半壊</td><td>170万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の全壊</td><td>250万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td><td>350万円</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td colspan="2">年3%以内で条例の定める率（据置期間中は無利子）</td></tr><tr><td>据置期間</td><td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td></tr><tr><td>償還期間</td><td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td></tr></table>			貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%以内で条例の定める率（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																
	ア 当該負傷のみ	150万円																															
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																															
	ウ 住居の半壊	270万円																															
	エ 住居の全壊	350万円																															
	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																															
	イ 住居の半壊	170万円																															
	ウ 住居の全壊	250万円																															
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																															
貸付利率	年3%以内で条例の定める率（据置期間中は無利子）																																
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																																
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																																
活用できる方	✓ 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ② 家財の1／3以上の損害 ③ 住居の半壊又は全壊・流出 ✓ 所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table><tr><td>世帯人員</td><td>市町村民税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする</td></tr></table> ※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。			世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																
1人	220万円																																
2人	430万円																																
3人	620万円																																
4人	730万円																																
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする																																
お問合せ	市町村																																

中津市 福祉政策課 0979-62-9800

日田市 福祉保健部 社会福祉課 福祉総務係 0973-22-8203

8 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。

制度の名称	生活福祉資金制度の貸付 緊急小口資金・福祉費（災害援護費）	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容		
	緊急小口資金	福祉費（災害援護費）
	貸付限度額	10万円以内
	貸付利率	無利子
	据置期間	貸付けの日から2月以内
	償還期間	据置期間経過後12月以内
活用できる方	貸付限度額 10万円以内 貸付利率 無利子 据置期間 貸付けの日から2月以内 償還期間 据置期間経過後12月以内	
	福祉費（災害援護費） 150万円（目安） 連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5% 貸付けの日から6月以内 据置期間経過後7年以内（目安）	
お問合せ	県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会 中津市社会福祉協議会 電話 0979-24-4294 日田市社会福祉協議会 電話 0973-24-7026	

お住まいの市町村社会福祉協議会に御相談ください！

中津市社会福祉協議会 電話 0979-24-4294

日田市社会福祉協議会 電話 0973-24-7026

9 住宅の建設、補修等の融資

◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・ 災害専用ダイヤル：0120-086-353（祝日・年末年始を除き土日も利用可）
- ・ ウェブサイト <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

10 住宅ローン等の返済

◆ 住宅ローン等の返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室
[0570-017-109](tel:0570-017-109)（一般電話からは市内通話料金）または[03-5252-3772](tel:03-5252-3772)
（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9時～17時）
- ・ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



労働・雇用に関すること

甚大な自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などについては、労働基準行政に関し、以下の支援などを受けることができます。詳しくはその都度、労働局や最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

事業主の皆様へ

11 労働保険料等の納付猶予制度

災害の発生に伴い、全積極財産（負債を除く資産）のおおむね20%以上に損失（相当の損失）を受けた場合については、管轄の労働局に申請することにより、最長1年の範囲内（※）に限り労働保険料等について災害猶予を受けることができる場合があります。

※ 原則として、猶予期間の延長はありませんが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、一般猶予を申請することにより、災害猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

労働者の皆様へ

12 労災保険等の給付、 倒産当による未払い賃金の立替払制度

- ✓ 「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。
- ✓ 倒産等による未払賃金の立替払制度について、申請手続の簡略化を行っています

大分労働局労働基準部監督課 電話：097-536-3212

中津労働基準監督署 電話：0979-22-2720

日田労働基準監督署 電話：0973-22-6191



役所の手続き・公共料金

13 国税等の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ・ 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>

- 市税（国民健康保険税（料）を含む。）や県税についても国税同様に徴収の猶予制度がありますので、担当課にご相談ください。
- 猶予制度は、介護保険料や後期高齢者医療保険料等も対象です。
- 保育料や学校給食費等も減免になる場合がありますので、担当課にご相談ください。

14 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。

《九州電力》 特別措置の適用は、最寄りの九州電力営業所

- ◆ 中津営業所 0120-761-376
- ◆ 日田営業所 0120-761-377

《NTT西日本》

- ◆ WEB での故障申告・問合せ <https://www.customersupport.ntt-w.net/>
- ◆ 加入電話に関する問合せ ☎113 （※携帯電話からは☎0120-444-113）
- ◆ ひかり電話・フレッツサービスに関する問合せ ☎0120-248-99

《NHK受信料》 受信料の免除等

- ◆ 大分放送局経営管理企画センター ☎097-533-2830/0570-077-077

《上下水道》 上下水道事業者(市町村)

- ◆ 中津市水道総務経営課 ☎0979-24-1234
- ◆ 日田市上下水道局 経営管理課 ☎0973-22-8224
- 上下水道料金センター又は各振興局 ☎0973-22-8220

《中津市ケーブルネットワーク》 中津市情報デジタル推進課 ☎0979-22-1114

災害により被害を受けられた方のテレビ使用料及び再開手数料について、申請により免除となる場合があります。

15 年金に関すること

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（平日 8 時30分～17時15分）にお問い合わせください。

大分県内の年金事務所

年金事務所	電話番号
大分年金事務所	097 - 552 - 1211
日田年金事務所	0973 - 22 - 6174
別府年金事務所	0977 - 22 - 5111
佐伯年金事務所	0972 - 22 - 1970

16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

詳しくは、法務局にお問い合わせください。

法務局	電話番号
大分地方法務局	097-532-3161
大分地方法務局日田支局	0973-22-2719

17 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。

上記以外にも被災者の紛失届出証明の手数料といった生活再建に必要な費用が免除、減免されることがあります。

お問合せ先：運転免許関係は運転免許センター（097-528-3000）

その他の申請については、最寄りの警察署



民間の手続のこと

18 損害保険に関すること

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ◆ ご契約の損害保険会社
- ◆ そんぽADRセンター（受付時間 平日 9:15～17:00）
ナビダイヤル：0570-022-808
IP電話：092-235-1761

◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。

- ◆ 日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
電話：0120-501-331（受付時間 平日 9:15～17:00）
- ◆ 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
電話：03-5425-7850（受付時間 平日 9:00～17:00）

◆ 日本損害保険協会からのお知らせ

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた等の場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、以下のとおり継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予いたします。

詳細は、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日（2023年9月末日）までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2023年9月末日まで猶予いたします。

2. 保険料の払込猶予

災害救助法の適用日から2か月後の末日（2023年9月末日）までに払い込むべき保険料の払込について、2023年9月末日まで猶予いたします。

※損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

19 生命保険に関すること

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長します。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

◆ 契約照会制度のお知らせ

生命保険協会は、災害救助法が適用された地域等において被災されたお客さまについて、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。（なお、ご利用対象者は、原則としてご照会対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）とさせていただきます。）

災害時受付専用連絡先（生命保険相談所） ☎ 0120-001731

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、JA等）、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょ銀行（非常取扱い実施期間：7月11日～8月10日）

詳細は、ゆうちょコールセンター（電話：0120-108-420）へ

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

- ✓ 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ✓ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ✓ 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
- ✓ また、これを担保とする貸付にも応ずること。 等



事業経営に関すること

21 中小企業・小規模事業者支援措置

1 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫

大分支店	国民生活事業	☎	0570-095575（ナビダイヤル）
	農林水産事業	☎	097-532-8491
	中小企業事業	☎	097-532-4106
別府支店	国民生活事業	☎	0570-095765（ナビダイヤル）

商工中金 大分支店 ☎ 097-534-4157

大分県信用保証協会 ☎ 097-532-8247

商工会議所

別府商工会議所	☎0977-25-3311
大分商工会議所	☎097-536-3131
中津商工会議所	☎0979-22-2250
日田商工会議所	☎0973-22-3184
佐伯商工会議所	☎0972-22-1550
臼杵商工会議所	☎0972-63-8811
津久見商工会議所	☎0972-82-5111
豊後高田商工会議所	☎0978-22-2412
竹田商工会議所	☎0974-63-3161
宇佐商工会議所	☎0978-33-3433

大分県商工会連合会 ☎ 097-534-9507

大分県中小企業団体中央会 ☎ 097-536-6331

大分県よろず支援拠点 ☎ 097-537-2837

中小機構九州本部 企業支援部 企業支援課 ☎ 092-263-0300

九州経済産業局 産業部 中小企業課 ☎ 092-482-5447

2 災害復旧貸付の実施

今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します

3 セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された市町村において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

4 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

5 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

1及び5に関するお問合せ先 中小企業庁 経営安定対策室 電話：03-3501-1511（内線 5251～3） メール： bzl-keieiantei-toiawase@meti.go.jp	2から4に関するお問合せ先 中小企業庁 金融課 電話：03-3501-1511（内線 5271～5） メール： bzl-contact-finance@meti.go.jp
--	--

18ページの窓口以外でも、被災された中小企業者、小規模事業者への災害復旧融資等の特別相談を行っています。

★中津市

中津市しもげ商工会 ☎0979-54-2073（平日 午前9時～午後5時）

★日田市

日田地区商工会 ☎0973-57-2976（平日 午前9時～午後5時）

日田市ビジネスサポートセンター特別相談窓口

中小企業診断士等のコーディネーターが相談を受け付けます。

☎0973-28-5520（火曜日～土曜日（日・月・祝日を除きます） 午前9時～午後5時）

22 大分県被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金

令和5年7月7日からの大雨の影響で、事業用資産の被災や売上減少等の厳しい状況に直面している災害救助法適用地域（中津市、日田市）の小規模事業者に対して、機器や設備の復旧を含む販路開拓、生産性向上の取組にかかる費用を補助します。

【公募期間】

令和5年8月10日（木）～令和5年9月29日（金）17時まで

【補助額及び補助率】

上限：150万円（補助率1/2以内）

※市の補助金とあわせて200万円（2/3）の助成を受けられる可能性があります。

【対象事業】

- 設備、施設の復旧を含む販路開拓等の取組や業務効率化による生産性向上の取組
- 商工会、商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること

※まずは管轄の商工会・商工会議所にご相談ください。

【問い合わせ先】

- 中津地区に事業所がある事業主の方
→ 中津商工会議所 電話：0979-22-2250
- 三光地区、本耶馬溪地区、耶馬溪地区、山国地区に事業所がある事業主の方
→ 中津市しもげ商工会 電話：0979-54-2073
- 日田地区に事業所がある事業主の方
→ 日田商工会議所 電話：0973-22-3184
- 天ヶ瀬地区、大山地区、前津江地区、中津市地区、上津江地区に事業所がある事業主の方
→ 日田地区商工会 電話：0973-57-2976
- 大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 電話：097-506-3218

23 経営・金融相談窓口、農林漁業者の各種制度資金

【大分県】

○令和5年7月7日からの大雨災害に関する経営・金融相談

相談内容

中小企業・小規模事業者の経営、金融全般に関すること

開設期間

令和5年7月11日（火曜日）～令和5年12月28日（木曜日）
9時00分～17時00分（土曜、日曜及び祝日を除く）

担当課、電話番号

（金融に関すること）電話：097-506-3226

（経営に関すること）電話：097-506-3223

○農林漁業者向けの各種制度資金の問合せ

県振興局

振興局名	担当課	電話番号	所管市町村
東部振興局	農山漁村振興部	0978-72-0409	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中部振興局	農山漁村振興部	097-506-5732	大分市、臼杵市、由布市、津久見市
南部振興局	農山漁村振興部	0972-24-8645	佐伯市
豊肥振興局	農山村振興部	0974-63-1172	竹田市、豊後大野市
西部振興局	農山村振興部	0973-22-2585	日田市、九重町、玖珠町
北部振興局	農山漁村振興部	0978-32-0622	中津市、豊後高田市、宇佐市

日田市 農業：農業振興課 0973-22-8211 / 林業：林業振興課 0973-22-8212

中津市 農業：農政振興課、林業：林政課、水産：水産振興課 0979-22-1111

★中津市

農地等災害復旧工事補助金

農業経営の安定を図るため、農地（田・畑等の耕作の用に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設・農業用の道路等の農地の保全または利用上必要な施設）の災害復旧工事を実施する場合（国庫事業の対象とならない40万円未満の工事）に、その工事にかかる経費の一部について市が補助金を交付します。

流木・倒木・土砂撤去等のみの実施でも適用できる場合があります。

【注】相談せず、被害の写真が無いまま復旧を実施した場合には、補助対象外となる場合があります。

補助金交付の対象者 次の1から4を満たす方が対象です。

1. 中津市全域の農地の所有者もしくは耕作者及び農業用施設の利用者もしくは収益者
2. 当該農地等の災害復旧工事を実施する方
3. 工事着工前に補助金の申請を行い、事業年度内で工事の完了が明らかな方
4. 市税等の滞納が無い方

補助金の内容

災害復旧工事に要する経費の 80%（交付上限額 32 万円）

※災害が激甚災害に指定された場合は経費の 90%（交付上限額 36 万円）

【お問合せ先】

旧中津地域 本庁 耕地課 電話：0979-62-9052（直通）

三光地域 三光支所農林建設課 電話：0979-43-2050（代表）

本耶馬溪地域 本耶馬溪支所農林建設課 電話：0979-52-2211（代表）

耶馬溪地域 耶馬溪支所農林建設課 電話：0979-54-3111（代表）

山国地域 山国支所農林建設課 電話：0979-62-3111（代表）

※事業費40万円以上の補助金制度→国の事業（上記担当部署へご相談ください。）

★日田市

豪雨によって被災した箇所について、国の復旧対象とならない小規模な災害復旧に対し、補助を行っています。補助を希望する人は、事前にお問い合わせください。

農地及び農業用施設市単小災害復旧事業

補助率

農地（田・畑）70%（通常 50%）

農業施設（ため池・頭首工・農業用水路・農道・橋梁）85%（通常 65%）

対象事業費

10 万円以上 200 万円未満（通常 40 万円未満）

【お問合せ先】 農業振興課基盤整備係 電話：0973-22-8202

林地及び林業用施設市単小災害復旧事業

【注】業者等に依頼し施行する工事に対し、補助金を交付するものです。

補助率

林地（人家裏災害）70%（通常 50%）

施設（林業作業道等）85%（通常 65%）

対象事業費

10 万円以上 200 万円以下

【お問合せ先】 林業振興課基盤整備係 電話：0973-22-8362



医療・健康のこと

24 保険証がなくても医療機関等を受診できます

◆ 保険証や現金がなくても、医療機関等を受診できます。

○ 災害救助法の適用市町村（中津市、日田市）の住民の方で、被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号等）
4. 加入している医療保険者が分かる情報（※）

（※）被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

◆ 中津市 市民健康相談

地域医療対策課 電話：0979-22-1170



教育のこと

25 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

- 日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。→学校窓口にご相談ください。
- 日田市教育委員会では、災害や失業等によって家計が急変した人を対象に市の奨学金の貸与及び返還猶予の申込みを受け付けます。
教育総務課 総務企画係 0973-22-8234



その他の情報

26 災害ボランティア

◆ 災害ボランティアに関する問合せ先

日田市社会福祉協議会 電話：0973-24-7026

中津市社会福祉協議会 電話：0979-23-2095（地域福祉課）

✓ まず始めるのは正確な情報の収集

ボランティア活動を支援・推進している全国社会福祉協議会などの SNS やウェブサイトで最新の情報を必ず確認してください。

✓ 被災地に負担をかけない準備が大切

災害の種類や活動時期によって活動時に必要な服装が違います。状況に合わせて服装・持ち物を準備しましょう。

○食事や宿泊先、往復の交通手段の確保→自分のことは自分でやる。「事前に」必要な備えをして自己完結で被災地に入りましょう。災害が発生して間もない被災地で、物資の少ない現地での調達はできないことが多く、できたとしても被災地の方に迷惑がかかることがあります

✓ ボランティア活動保険の加入

ボランティア活動中の事故に備えた保険に加入すること。保険加入には社会福祉協議会への登録が必要となりますので、お住まいの地域の社会福祉協議会に確認してください。

政府広報オンライン参照

服装や持ち物の一例



□帽子、ヘルメット
□軍手やゴム手袋
□長袖・長ズボン
□食べ物・飲み物

□マスク
□タオル
□着替え
□常備薬、目薬 など

27 消費者トラブル 災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

災害に便乗した、悪質な勧誘・商法の例

● 修理に関するトラブル

- ✓ 住宅に業者が危険度を示したはり紙をして工事を促す。危険度判定は市町村が行いますので、このような場合は市町村へ連絡してください。
- ✓ 「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。

● 義援金（寄付）に関するトラブル

- ✓ 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求めた。
- ✓ ボランティアを名乗る女性から募金求める不審な電話があった。

● その他

- ✓ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
- ✓ 補助金申請の代行をしてあげると言って、金銭を要求する。

【不審・不安に思ったら】

窓口名	電話番号	備考
大分県消費生活センター	0 9 7 - 5 3 4 - 0 9 9 9	月～金(祝日を除く)：9:00～17:30 日(第3を除く)：13:00～16:00
消費者ホットライン	局番なしの「1 8 8」	お近くの消費生活センター等の相談窓口につながります。
最寄りの警察署 又は警察安全相談	# 9 1 1 0	24時間対応

28 無料法律相談

【大分県弁護士会】

県内の被災者の皆様を対象に、弁護士会主催の法律相談センターにおける法律相談と災害無料相談対応弁護士の事務所での面接無料法律相談を実施（9月末まで）

電話：0 9 7 - 5 3 6 - 1 4 5 8 受付時間：平日 9:00～17:00

※令和5年6月・7月豪雨災害に関する無料相談希望と伝えてください。



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報・相談窓口
For Foreign Residents

29 せいかつ じょうほう そうだん
生活についての情報・相談

◆ がいこくじんせいかつしえん
外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

◆ おおいだけんがいこくじんそうごうそうだん
大分県外国人総合相談センター Oita Information & Support Center

<https://www.oitaplaza.jp/>

Tel 097-529-7119

E-mail : ois@emo.or.jp

◆ **多言語災害情報 Disaster Information**

県 HP <https://www.pref.oita.jp/soshiki/10140/saigai-tagengo.html>

facebook <https://www.facebook.com/oitakokusai/> (災害時多言語情報センター)

気象庁 (Japan Meteorological Agency、気象庁 기상청)

<https://www.jma.go.jp/jma/indexe.html>

NHK WORLD-JAPAN

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>

30 りょこうちゅう がいこくじん そうだん
旅行中の外国人のこまりごと相談

◆ **Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 J N T O)**

TEL 050-3816-2787 (24時間、365日対応)

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲：びょうき 病気、じこ 事故等の緊急時案内、さいがい 災害時案内、いっばんかんこうあんない 一般観光案内

31 でんわいりょうそうだん 電話医療相談

◆ Telephone consultation for medical matters

A M D A 国際医療情報センター TEL 03-6233-9266

月曜日～金曜日 10:00～16:00（やさしい日本語で対応）

- ・ 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。
言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。